

# 家畜衛生情報 No.4 平成30年7月13日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所  
津軽地区家畜衛生推進協議会  
つがる市木造若竹2-1 TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

## 夏季休暇期間中、 家畜の伝染性疾病の防疫対策の徹底を！

中国や韓国などの東アジア地域においては口蹄疫の発生が継続して確認され、また、ロシアや欧州ではアフリカ豚コレラの発生が継続しています。

これから夏季休暇を迎えるにあたり、海外と日本を往来する旅行者が増加し、我が国への**病原体の侵入リスクは極めて高くなる**と考えられ、十分注意が必要です。

家畜飼養者の皆様は、病原体を侵入させないために**飼養衛生管理基準の順守を徹底**しましょう。

### 従来からの防疫対策に加え、下記の事項に留意してください！

- 口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛してください
- 渡航した場合
  - ・ 農場やと畜場等の**畜産関連施設に立ち入らない**
  - ・ 動物との**不用意な接触をさける**
  - ・ 肉製品等を**持ち帰らない**
  - ・ 帰国した際には**動物検疫所カウンター**に立ち寄り**家畜防疫官の指導を受ける**
- 帰国後
  - ・ **一週間は**必要以外に衛生管理区域へ**立ち入らない**
  - ・ 海外で使用した衣服等は衛生管理区域に**持ち込まない**  
持ち込む場合は**洗浄・消毒する**
- 衛生管理区域への**病原体の持ち込みを防止**
  - ・ 必要のない者を立ち入らせない、不要な物を持ち込まない
  - ・ やむを得ず人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には**洗浄・消毒を徹底する**



飼養している**家畜に異常**が見られた場合は、**すぐに家畜保健衛生所へご連絡下さい！**

つがる家畜保健衛生所 **0173-42-2276**  
土日休日緊急用携帯 **090-8788-7459**

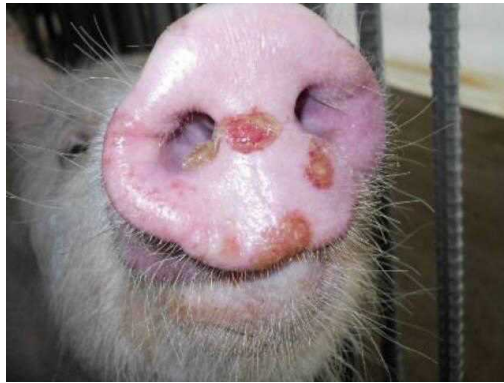
## 口蹄疫の特定症状

下記の特定症状を見つけた場合には、すぐに**家畜保健衛生所に通報**する義務があります。

牛では、39.0度以上の発熱、流ぜん、口やひづめに水ほうやびらん等



豚では、39.0度以上の発熱、鼻やひづめに水ほうやびらん、哺乳豚の半数以上の死亡等



## 高病原性鳥インフルエンザの特定症状

家きんの死亡率が急激に上がった時（一日あたりの死亡率が過去21日間の平均死亡率の2倍を超える場合）、すぐに**家畜保健衛生所へ通報**する義務があります。

